

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	法
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）の一部改正によって、受取証書の交付について電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回の意思表示を受ける場合には、利用者の申出等があったことを記録する必要があるが、利用者からの問い合わせメールでのやり取りや、お客様問い合わせ窓口における電話対応でのお客様の発言を記載した対応録や音声データ等を記録として取り扱っても差し支えないか。</p>	<p>資金移動業者に関する内閣府令第 30 条第 4 項第 1 号に定める方法であり、同条第 5 項第 1 号に定める基準に適合するものであれば、利用者とのメールのやり取りや対応録、音声データ等を記録として取り扱うことも可能と考えます。</p>
2	<p>資金移動業の全部又は一部の廃止の決定、登録取消を要件として、資金移動業の廃止の手続きの実施予定を所定の様式にて報告することを求め、当該報告書の提出については、法第 61 条第 1 項に基づくものとしている。</p> <p>しかしながら、引用している法第 61 条第 1 項とは、資金移動業の全部又は一部を廃止したこと、法第 59 条第 2 項第 2 号に該当したこと（破産手続開始の申立て等が行われたこと）を法律要件として、内閣総理大臣に対する届け出義務が発生することを定めている規定であることから、改正案で定める報告書の提出は、法第 61 条第 1 項に基づくものと言えないのではないか。</p>	<p>別紙様式 10 による報告は、法第 54 条第 1 項に基づき求めるものですが、根拠条文の明確化のため「法第 61 条第 1 項（中略）に基づく」の文言を削除いたします。</p>